

# 「特別養護老人ホーム桂葉」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(宮城県指定 第 0471301143 号)

当施設はご契約者に対してユニット型指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## ◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 当施設が提供するサービスと利用料金
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）
7. 身元引受人及び身元保証人
8. 非常災害対策
9. 苦情の受付について
10. 第三者による評価の実施状況

# 社会福祉法人 豊明会

## 1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊明会
- (2) 法人所在地 宮城県栗原市若柳武鎗藤貫沢 85 番地
- (3) 電話番号 0228-32-3130
- (4) 代表者氏名 理事長 石橋 侑子
- (5) 設立年月日 平成元年 6 月 30 日

## 2. ご利用施設

### (1) 基本理念

- 一. 利用者の自由意志を尊重し、尊厳やプライドが守られるように配慮します。  
(身体拘束の廃止)
- 一. 利用者の生活の安全と充実を図ります。
- 一. 楽しく安心して暮らせる家庭的な環境を提供します。

- (2) 施設の名称 特別養護老人ホーム 桂葉
- (3) 施設の所在地 宮城県栗原市高清水新桂葉 278 番地 2
- (4) 電話番号 0228-59-3031
- (5) 管理者氏名 山田 活也

### (6) 当施設の運営方針

- 一. 経営理念に基づき各種委員会毎に目標を設定し活動します。
- 一. 利用者のADL並びにQOLの向上を目指し、個々のニーズに沿ったサービスを提供し、自立した生活を営むことができるよう支援します。

- (7) 開設年月日 平成 20 年 4 月 1 日
- (8) 入所定員 30 名 (他に短期入所 20 名)

## 3. 居室の概要

### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、全個室となります。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(長期)	30 室	ユニット型個室長期 (10 人×3 ユニット)
〃(短期)	20 室	ユニット型個室短期 (10 人×2 ユニット)
食堂	5 室	
浴室	6 室	個浴・機械浴
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してユニット型介護福祉施設サービスを提供する職員として、次のとおりの職種の職員を配置しています。(5ユニットの職員配置)

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 生活相談員	1名以上	1名
3. 介護士	20名以上	入所者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上 (常勤換算法)
4. 看護師(内1名機能訓練指導員兼務)	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員(看護師兼務)	1名以上	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師(嘱託)	0.1名	必要数
8. 管理栄養士	1名	1名

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	内科 月2回
2. 介護士 (5ユニット)	日中 10名以上/日
	早番 7:00~16:00 5名
	日勤 9:00~18:30 1名
	遅番 11:00~20:00 5名
	夜間 16:00~9:00 2名 16:15~9:15 1名
3. 看護師	1名以上/日
	早番 8:00~17:00 1名 日勤 9:00~18:00 1名
4. 管理栄養士	日勤 9:00~18:00 1名

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

- (1) 基準介護サービス（利用料金が介護保険から給付される場合）
  - (2) 基準介護以外のサービス（利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合）
- があります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常7～9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

#### ①食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事時間：朝食 7：30～9：30 昼食 11：30～13：30 夕食 17：30～19：30

#### ②入浴

- ・入浴又は清拭をご契約者の希望と心身の状況に合わせて支援します。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

#### ③排泄

- ・ご契約者の希望と心身の状況に合わせて自立を促した支援をします。

#### ④機能訓練

- ・ご契約者のケアプランに基づき、希望と心身の状況を踏まえ、機能訓練指導員ならびに、看護職員・介護職員により、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤健康管理

- ・医師や看護職員及び介護職員が、健康管理を行います。
- ・協力歯科医（歯科衛生士）の指導による口腔ケアの援助を行います。

#### ⑥その他自立への支援

- ・利用中の生活は、可能な限り家庭生活の延長とし、社会生活（買物・散髪・散策など）においては継続性を持ち、地域活動にも積極的に参加できるように支援します。

<サービス利用料金(1日あたり)>(契約書第6条参照)

次の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)と居室に係る自己負担額及び食事に係る自己負担額の合計金額をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度・負担割合証に応じて異なります。)また、☆印の項目を必要に応じて加算いたします。

## ○負担割合証（1割）該当の方

〔単位：円〕（日額）

1. ご契約者の要介護度と サービス料料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,680	8,360	9,100	9,770	10,430
2. うち、介護保険から給付 される金額	6,912	7,524	8,190	8,793	9,387
3. サービス利用に係る自己 負担額（1-2）	768	836	910	977	1,043
4. 居室に係る自己負担額	3,180				
5. 食事に係る自己負担額	1,555				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	5,503	5,571	5,645	5,712	5,778

## ○負担割合証（2割）該当の方

〔単位：円〕（日額）

1. ご契約者の要介護度と サービス料料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,680	8,360	9,100	9,770	10,430
2. うち、介護保険から給付 される金額	6,144	6,688	7,280	7,816	8,344
3. サービス利用に係る自己 負担額（1-2）	1,536	1,672	1,820	1,954	2,086
4. 居室に係る自己負担額	3,180				
5. 食事に係る自己負担額	1,555				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	6,271	6,407	6,555	6,689	6,821

## ○負担割合証（3割）該当の方

〔単位：円〕（日額）

1. ご契約者の要介護度と サービス料料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,680	8,360	9,100	9,770	10,430
2. うち、介護保険から給 付される金額	5,376	5,852	6,370	6,839	7,301
3. サービス利用に係る自 己負担額（1-2）	2,304	2,508	2,730	2,931	3,129
4. 居室に係る自己負担額	3,180				
5. 食事に係る自己負担額	1,555				
6. 自己負担額合計 （3+4+5）	7,039	2,508	2,730	2,931	3,129

令和6年4月1日現在

- ☆初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 単位／日  
(入所日から 30 日以内の期間。30 日を越える入院後の再入所も同様)
- ☆安全対策体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20 単位／回  
(入所時に 1 回算定。組織的な安全対策を実施する体制が整備されている事に対する加算)
- ☆看護体制加算Ⅱ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 単位／日  
(看護職員が一定数以上配置しており、24 時間連絡体制が取れる場合)
- ☆日常生活継続支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46 単位／日  
(要介護 4.5 の方が一定割合以上入所しており、また介護福祉士を一定割合以上配置している場合)
- ☆サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22 単位／日  
(勤続 10 年以上の介護福祉士を 35%以上配置している場合)
- ☆入院・外泊加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・246 単位／日  
(入院または外泊した場合、そのベッドを他のサービス(ショートステイ等)に利用する事なく、空けておいた場合  
各月 6 日間だけ算定)
- ☆栄養マネジメント強化加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 単位／日  
(管理栄養士によるケアマネジメント加算)
- ☆退所時情報提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・250 単位／回  
(医療機関に退所する際に情報を提供する場合)
- ☆療養食加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6 単位／回  
(医師の発行する食事せんに基づき提供された食事。)
- ☆看取り介護加算 (Ⅰ)・・・看取り介護を行った場合の加算。  
死亡日 31～45 日・・・・・・・・・・・・72 単位／1 日  
死亡日前 4～30 日・・・・・・・・・・・・144 単位／1 日  
死亡日の前日、前々日・・・・680 単位／1 日  
死亡日・・・・・・・・・・・・1,280 単位／1 日
- ☆夜勤職員配置加算Ⅱ(基準を上回る夜勤職員の配置を行った場合の加算) 18 単位／1 日
- ☆介護職員等処遇改善加算Ⅰ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・月の合計単位数×14.0%
- ※ 日常生活継続支援加算及びサービス提供体制強化加算につきましては、当施設の介護職員の状況により、どちらか一方の算定となります。
- ※ 上記加算に関しましても、負担割合証に基づいた利用料金の負担となります。
- ※ 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定書に記載している負担限度額とします。基準は次項のとおりとなります。

＜当施設の居住費・食費の負担額＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者	年金等収入要件	預貯金要件	区分	居住費	食費
生活保護受給者			第1段階	820円	300円
住民税非課税世帯 ※世帯分離している配偶者も含む	年金収入等 80万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	第2段階	820円	390円
	年金収入等 80万超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	第3段階①	1,310円	650円
	年金収入等 120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	第3段階②	1,310円	1,360円
上記以外の方				3,180円	1,555円

(月額)

＜高額介護サービス費＞

介護保険給付の1割はご契約者方にご負担いただきますが、1割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組みです。

区 分	負担の上限（月額）
課税所得 690万円（年収 1,160万円）以上	140,100円（世帯）
課税所得 380万円（年収約 770万円）～ 課税所得 690万円（年収 1,160万円）未満	93,000円（世帯）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円
世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円
世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円
前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間 80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

(2) 当施設が提供する基準介護サービス以外のサービス(契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

[特別な食事]

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します

利用料金：要した費用の実費分

[日用品費]

ご契約者は自由に新聞等を購読できます。(新聞・雑誌類等)

[余暇活動]

ご契約者から外出のご希望があった時、早急に対応いたします。(外出・買い物等)

(3) 貴重品の管理及び手続き等の代行

貴重品の管理及び手続きの代行等の代行を行います。詳細は、以下の通りです。

①管理する金銭の形態：現金

②お預かりするもの：各種保険証類

③保管管理者：施設長(管理者)

④出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、毎月ご契約者に確認していただきます。

⑤料金：1か月あたり1,000円(管理及び手続き等の代行手数料)

(4) 理髪サービス

月に1回、理容師の出張による理髪サービス(散髪、顔剃)をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費分

(5) 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

(6) 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(7) 利用料金のお支払方法(契約書第6条参照)

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月10日前後にご請求



しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定口座への振込み イ. 窓口での現金支払い
------------------------------

(8) 入所中の医療行為の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 嘱託医

医療機関の名称	佐々木医院
所在地	宮城県大崎市古川諏訪 1-3-37
診療科	精神科心療内科

② 協力医療機関

医療機関の名称	佐々木医院
所在地	宮城県大崎市古川諏訪 1-3-37
診療科	精神科心療内科

③ 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人財団 弘慈会 石橋病院
所在地	宮城県栗原市若柳字川北堤下 27
診療科	内科、整形外科、心療内科、リハビリテーション科

④ 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 玄成会 達内科
所在地	宮城県栗原市築館薬師 4 丁目 3-30
診療科	消化器内科、内視鏡内科、腎臓内科、人工透析内科

⑤ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	近藤歯科医院
所在地	宮城県栗原市築館伊豆 1-3-20

## 6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第16条参照）

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）
- ⑥事業者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください。）

(1) ご契約者からの退所の申し出が（中途解約・契約書第17条参照）（契約解除・契約書第18条参照）契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には即時に契約を解約・解除し施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除・契約書第19条参照）  
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合も

しくは入院した場合  
⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(3) 円滑な退所のための援助(契約書第20条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- ①適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ②居宅介護支援事業者の紹介
- ③その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

\* 契約者が病院等に入院された場合の対応について\* (契約書第21条参照)

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

②7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。  
但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

③3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。  
この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

## 7. 身元引受人及び身元保証人(契約書第26条参照)

契約締結にあたり、身元引受人及び身元保証人(身元引受人とは別世帯者に限る)をお願いいたします。身元引受人は以下の内容について当施設にご協力いただきます。ただし、入所契約締結時に身元引受人及び身元保証人が定められない場合であっても、本人の意思に従い入所契約を締結することは可能です。

- ①ご契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑にできるようご協力いただきます。
- ②ご契約者が入所契約を解約もしくは解除した場合、当施設と連携してご契約者の状態等に見合った適切な受け入れ確保に努めていただきます。
- ③ご契約者との入所契約が終了した場合、当施設に残されたご契約者の残置物(所持品等)をご契約者自身が引き取れない場合に引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用についてもご負担いただきます。(契約書第22条参照)
- ④ご契約者に負担して頂くサービス利用料金の支払いに関して、ご契約者本人による支払いが困難な場合はご負担いただきます。

## 8. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備え、防火管理規定に基づく訓練を定期的実施いたします。訓練は、日中及び夜間体制の避難訓練・通報訓練・救護訓練・消火訓練・搬出訓練等を行います。
- (2) 消防署等による定期的な査察及び、訓練指導を受けます。
- (3) 建物にはスプリンクラー及び防火シャッター、屋内外消火栓を設置しております。
- (4) 非常食は約7日分を備蓄しています。
- (5) 各設備等の定期的な保守点検を実施します。(建物・火気・電気配線等・危険物・機会設備・消防用設備)
- (6) 地震災害に備え、個室内の家具・電気製品等の耐震対策を各自講じていただきます。

## 9. 苦情の受付について(契約書第25条参照)

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、苦情受付ボックスを受付に設置しています。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

○受付電話番号 0228-59-3031

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○各市町村介護保険担当課

○宮城県国民健康保険団体連合会 022-222-7700

○宮城県社会福祉協議会 022-225-8476 (代)

10. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施 状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

ユニット型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 特別養護老人ホーム 桂葉

説明者職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

ご契約者名

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

署名代行人（代筆者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟（続柄 \_\_\_\_\_）

## 《重要事項説明書付属文書》

### 1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨金コンクリート造 平屋建
- (2) 建物の延べ床面積 2,999.06 m<sup>2</sup>
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]	平成 20 年 4 月 1 日指定 宮城県 0471301143 号 (平成 26 年 4 月 1 日 更新) 定員 20 名
[介護予防短期入所生活介護]	平成 20 年 4 月 1 日指定 (平成 26 年 4 月 1 日 更新) 定員 20 名
[地域密着型通所介護]	令和元年 5 月 1 日指定 介護保険事業所番号 0491300406 号 定員 15 名
[総合事業通所型サービス]	平成 30 年 4 月 1 日指定 宮城県 介護保険事業所番号 0471301150 号 定員 15 名

### (4) 施設の周辺環境

栗原市の最南端に位置し、田園風景に囲まれた施設の目の前には、日本名水百選に選ばれている桂葉清水があり、町のシンボル又は観光地としてもにぎわいをみせます。

### 2. 職員の配置状況

#### <配置職員の職種>

**介護士**……ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名の介護士を配置しています。

**生活相談員**……ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名以上の生活相談員を配置しています。

**看護師**……主にご契約者の健康管理（服薬管理）や療養上の世話、また医療に関する緊急時における対応（責任者）を行います。日常生活上の介護、介助等もを行います。3名の看護師を配置しています。

**機能訓練指導員**……ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

**介護支援専門員**……ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。

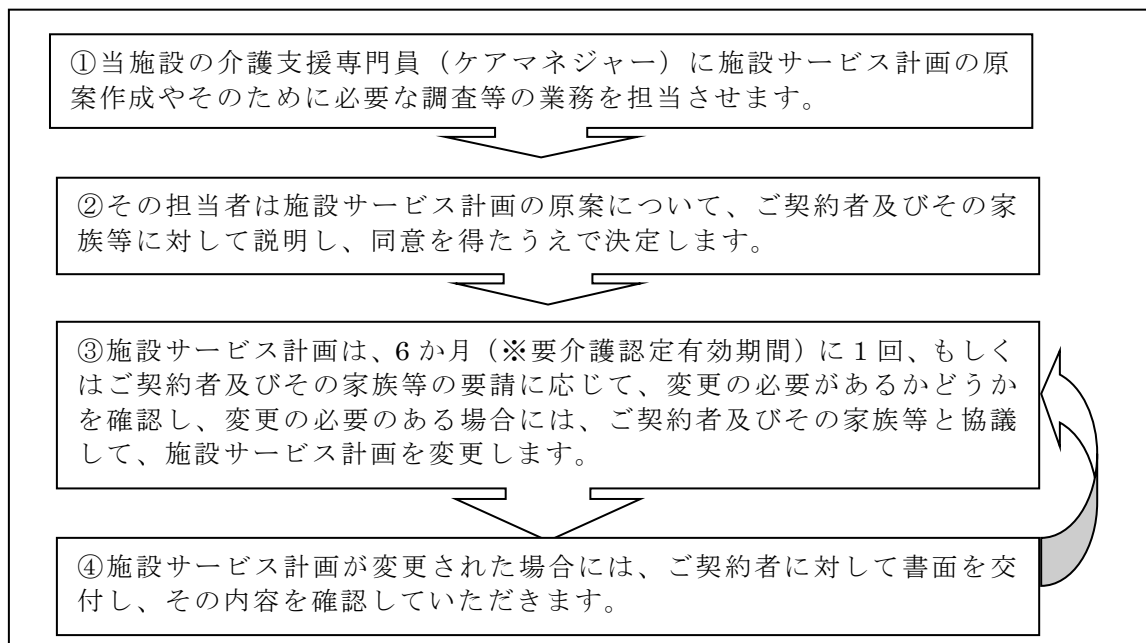
**管理栄養士**……ご契約者の身体の状況に応じた食事の提供（栄養管理・食事形態等）をします。1名の管理栄養士を配置しています。

**医師**……ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。0.1名の医師を配置しています。

### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)



### 4. サービス提供における事業者の義務(契約書第8条、第9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて、必要な場合には、医師または看護師と連携の上、ご契約者から聴取・確認した上でサービスを提供します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または、代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、



記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑦ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他の必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑧事業者及びサービス従事者または、従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません、(守秘義務)

但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

## 5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください、

### (1) 面会

来訪者は、必ずその都度面会届を職員に届け出てください。

なお、来訪される場合、原則として食べ物等の持ち込みはご遠慮ください。

### (2) 外出・外泊 (契約書第23条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

### (3) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、目次第5、に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

### (4) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第10条、第11条参照)

①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

④当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 事故発生時の対応（契約書第12条参照）

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 緊急時における対応（契約書第12条参照）

医療に関する緊急時は緊急時対応マニュアルを基に、速やかに協力病院、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

